

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年7月2日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900007号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900017号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成3年1月1日から同年2月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年1月の標準報酬月額については、13万4,000円から15万円とする。

平成3年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年1月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年10月2日から平成3年2月21日まで

請求期間について、A社の給料支払明細書によると、私の厚生年金保険料額は、男性被保険者の保険料率で計算されているため、控除されている金額が高くなっている。また、給与とは別に毎月の交通費として通勤定期券が現物支給されていたが、標準報酬月額に、この通勤定期券の額が含まれていない。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が男性被保険者の保険料率で計算され、控除されている金額が高くなっていると主張しているところ、請求者から提出された給料支払明細書（写）及び預金通帳（写）により、請求期間について、平成2年10月、同年11月及び同年12月は13万4,000円並びに平成3年1月は15万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、各月ともオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求者が請求期間において現物給与として支給されていたと主張している通勤定期券

については、標準報酬月額は通貨によるものの額（給与、諸手当等）と現物によるもの（通勤定期、住宅の貸与等）を合算して決定するとされているところ、A社に係るオンライン記録において、「現物給与」の欄に「定期券」の表示があることから、同社には通勤定期券を現物給与とする取り扱いがあったことが確認できるものの、事業主からは照会に対する回答が得られない上、請求者もこれについて確認できる資料等を所持しておらず、請求者の当該期間に係る現物支給の通勤定期券に係る金額等を確認することができないことから、事業主から本来届出されるべき請求者の請求期間に係る報酬月額を確認することができない。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定もしくは決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、請求期間のうち、平成3年1月1日から同年2月21日までの期間については、上記給料支払明細書（写）及び預金通帳（写）によると、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額（いずれも15万円）はオンライン記録で確認できる標準報酬月額（13万4,000円）を上回っていることから、当該期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成3年1月1日から同年2月21日までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては回答及び陳述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間のうち、平成2年10月2日から平成3年1月1日までの期間については、上記給料支払明細書（写）及び預金通帳（写）によると、当該期間の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれかの低い方の額（いずれも13万4,000円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（13万4,000円）と同額となっていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成2年10月2日から平成3年1月1日までの期間については、請求者の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900006 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900016 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 11 日から同年 7 月 1 日まで  
② 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社での被保険者期間が、平成 9 年 7 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までとなっているが、私は、平成 9 年 4 月 11 日から平成 10 年 3 月 31 日まで、同社で勤務し、B病院で栄養士として患者食の調理などの仕事をしていたので、資格取得日は平成 9 年 4 月 11 日、資格喪失日は平成 10 年 4 月 1 日になるはずである。

調査の上、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出されたA社の労働契約書（写）及び雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記労働契約書（写）において、身分欄にはパート、社会保険の加入については、試用期間 2 か月経過後加入と記載されている上、請求期間①当時、B病院に勤務していたとする同僚は、パート等の従業員は 3 か月くらいの試用期間があったと回答していることから、当該期間当時、A社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A社の事業主は、資料がないことから、厚生年金保険の加入の取扱いについては不明であると回答しており、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、請求者は請求期間①において、国民年金に加入しており、

当該期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 請求期間②について、請求者は、A社で勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成10年3月30日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、A社から提出された社員名簿等の出力データによると、請求者の同社に係る退職日が平成10年3月30日となっていることが確認できるところ、同社は、当該記録について、当該データ以外の資料は保管していないが、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除はなかったものと考えられる旨陳述している上、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚から提出された同社の平成10年3月分給与明細書（写）によると、平成10年3月に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者がA社において、請求期間②に勤務していたことを確認できる回答が得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。